

「木材アドバイザー」資格の更新について

平成30年度の研修を受講され認定された木材アドバイザーの皆様につきましては、令和6年（2024年）3月31日までの有効期限（更新されない場合は、失効）となっておりますので、更新を希望される場合は、下記により更新の手続きを進めて頂きますようご案内いたします。

記

1 「木材アドバイザー」認定の更新手続き

- ① 更新申請書類（別紙1及び別紙2（更新時レポート用紙））に必要事項等を記入し、
- ② 直近6か月以内の顔写真（電子媒体または証明写真）と共に、ご送付いただくとともに、
- ③ 更新手数料（3,000円 振込手数料は別途本人負担）を指定口座に御入金ください。
- ④ なお、下記7の研修会・講演会等を受講することによって、上記別紙2の更新時レポートの提出に代えることができます。

2 更新書類・資料提出、手数料入金確認後、新たな「木材アドバイザー証」（5年間有効）を作成・送付いたします。（作成・送付時期は、令和6年（2024年）3月を予定。）

3 申請書の提出先 〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 6階 （一社）全日本木材市場連盟 電子媒体の送付先アドレス zennichi22@gmail.com

4 更新手数料の入金先 三菱UFJ銀行 春日町支店（普通） 0805538 口座名義人 シャ）ゼンニホンモクザイイチバレンメイ

5 更新手続きの期限

令和5年（2023年）年12月8日（金）までに（必着）、当連盟事務局に更新申請書類等の提出、手数料の御入金を済ませてください。

6 更新時レポートについて

レポートの内容としては、木材アドバイザー資格活用事例、木材アドバイザー養成研修で得た知識を業務で活かした経験の感想等を簡易なレポート（別紙2の400字詰原稿用紙1~2枚）にまとめて提出してください。ただし、下記7の研修会・講演会に参加することによってレポート提出に代えることができます。

（具体的なレポート内容事例）

ア 木づかいイベント等の運営において木アド資格を買われイベント来場者に対応し、木材の良さをPRできた。

イ 名刺に「木材アドバイザー」と記載し、そのことで相手とのコミュニケーションが円滑に進んだ。

ウ 実際のビジネスにおいて、木材の素晴らしさ、木材を使用することによる環境面での効果等について説明し、業績向上に役立った。

エ 会社等への見学者・視察者に対して、木材アドバイザー養成研修で得た知識等を活かして、多面的な切り口で説明できた。

オ 木材利用の意義を知り、これまで以上に自信をもって仕事に従事できるようになった。

カ 川上、川中、川下の広範な知識を得て、ビジネス相手の置かれている状況が理解できるようになり、業績向上に役立った。 等

7 更新時レポートの提出が免除となる研修会・講演会等の例

- ① 全市連及び全木連等が主催する「木材関連事業者研修」。令和5年（2023年）10月下旬～11月上旬頃開催予定（東京都内）。詳細決定次第、別途、全市連ホームページ等でご案内。（都道府県木連等が別途開催検討中のセミナー等を受講された場合も同様とします。が開催予定及び受講の可否については各都道府県木連等にお問い合わせください。）
- ② 都道府県木連・木材関連団体等が開催する木材利用（木づかい、国産材、JAS製品、地球温暖化、CLT、LVL、合板、集成材、乾燥、木質バイオマス等）、合法木材、木造建築、木材加工、木材流通及び木材輸出等に係る研修会・講演会等で、本人の受講が確認でき、かつ、申請期限以前（原則令和5年4月以降開催済み分を含む）に開催されるもの。
- ③ 特定非営利活動法人 活木活木（いきいき）森ネットワークが9月～10月頃にWEB開催を予定しているセミナー。詳細決定次第、別途（一財）日本木材総合情報センター及び（一社）全日本木材市場連盟のホームページ等でご案内。
- ④ 今後、レポートの提出免除の対象として適当と思われる研修会・講演会等があれば、全市連ホームページ等でご案内予定。

なお、更新時レポートの提出免除を受けようとする場合には、更新申請書類の提出に当たり、必ず、参加した研修会・講演会等の受講証あるいは参加者名簿等の添付をお願いします。

担当：一般社団法人 全日本木材市場連盟 柱本 修 立花 登

TEL：03-3818-2906

FAX：03-3818-2907